

警察電話運用要綱

平成16年9月27日
本部訓令第23号

徳島県警察電話使用取扱規程(昭和44年徳島県警察本部訓令第11号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 運用体制

第1節 交換室(第3条-第5条)

第2節 運用管理者(第6条・第7条)

第3章 運用(第8条-第11条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、警察通信規則(昭和30年国家公安委員会規則第7号)、警察電話要則(平成14年警察庁訓令第13号。以下「要則」という。)等の関係規程に定めがあるもののほか、県警察における警察電話の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用上の遵守事項)

第2条 職員は、警察電話の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 通話は簡潔に行うこと。
- (2) 原則として警察電話の回線をインターネット接続には用いないこと。
- (3) 電話の障害又は通話の異常を認知したときは、速やかに情報通信部機動通信課(以下「機動通信課」という。)又は交換室(電話交換装置及び交換取扱者の総体をいう。以下同じ。)に連絡すること。

第2章 運用体制

第1節 交換室

(設置)

第3条 県本部及び各署に交換室を置く。

- 2 県本部に置く交換室のうち県本部庁舎にあるものは、本部交換室(他の都道府県の交換室と区別する必要があるときは徳島交換室)と呼び、その他の交換室は所属の名称を冠して呼ぶものとする。

(交換取扱者)

第4条 交換取扱者は、本部交換室にあつては県本部警務課通信係、その他の交換室にあつては当該所属の長が指定する者とする。ただし、当直勤務時間(徳島県警察処務規程(昭和41年徳島県警察本部訓令第8号)第30条第2項に規定する当直勤務時間をいう。以下同じ。)にあつては当直勤務員とし、当番時間帯(徳島県警察の警察署当番に関する訓令(令和5年徳島県警察本部訓令第3号)第2条第1号

に規定する当番時間帯をいう。以下同じ。) にあつては当番員とする。

2 交換取扱者は、要則第6条に規定する交換室の事務を行う。

(交換取扱者の遵守事項)

第5条 交換取扱者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、通信の秘密を保持すること。
- (2) 常に交換の取扱状況を把握し、通話の円滑な疎通を図ること。
- (3) 交換の取扱いは、迅速・正確に行い、公平・親切に対応すること。
- (4) 指定された電話機に接続できない場合においても、当該電話機に代えて接続することができる電話機があるときは、接続に努めること。
- (5) 監視信号（外線又は内線を指定された電話機に接続できないことを示す信号をいう。以下この号において同じ。）及び呼出信号（外線又は内線から呼出しを受けていることを示す信号をいう。以下この号において同じ。）には速やかに応じ、使用者を待たせないよう努めること。この場合において、信号に対する処理は、監視信号、呼出信号の順序とすること。
- (6) 問い合わせ及び申出等を受けたときは、復唱するなどして、誤りのないよう注意すること。
- (7) 勤務を交代するときは、通話の疎通状況その他特に留意すべき事項を確実に引き継ぐこと。
- (8) 電話の障害又は通話の異常を認知したときは、速やかに機動通信課に連絡すること。

第2節 運用管理者

(設置及び任務)

第6条 交換室ごとに運用管理者を置き、本部交換室にあつては県本部警務課長を、その他交換室にあつては当該交換室が設置された所属の長をもって充てる。

2 運用管理者は、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るとともに、国際電話及び電報の発信の承認を行うものとする。

(任務の代行)

第7条 運用管理者の任務は、当直勤務時間においては当直司令、当番時間帯においては当番責任者が代行するものとする。また、運用管理者は、次長等にその任務を代行させることができるものとする。

第3章 運用

(国際電話及び電報)

第8条 国際電話又は電報（以下「国際電話等」という。）の発信を行おうとする者は、運用管理者又はその任務を代行する者の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、当該事項を直接交換室に申し出て国際電話等の発信を行った後、速やかに承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けるときは、発信者の所属及び氏名、用務名、着信者側の電話番号その他国際電話等の発信を行うために必要な事項を申し出るものとする。

(国際電話等の発信)

第9条 運用管理者は、国際電話等の発信を承認したときは、直ちに交換取扱者に命じ

て国際電話等を行わせるものとする。

2 交換取扱者は、国際電話等の発信をしたときは、国際電話等記録簿（別記様式）に必要事項を記入し、運用管理者の確認を受けるものとする。

なお、国際電話等記録簿は、1年保存するものとする。

（コレクトコール）

第10条 コレクトコールは、原則として受信しないものとする。ただし、受信者である職員が必要であると認めたときは、この限りでない。

2 交換取扱者は、コレクトコールを受信したときは、国際電話等記録簿に必要事項を記入し、速やかに運用管理者に報告するものとする。

（爆破予告等があった場合の措置）

第11条 外線からの通話において爆破予告その他犯罪の申告等があった場合の措置については、本部交換室の運用管理者が別に定めるものとする。

別記様式(第9条、第10条関係)

国 際 電 話 等 記 録 簿

運用管理者 確認	受付月日 及び時間	発 信 者			着信側の 電話番号	用 務 名	交 換 取扱者	備 考
		所 属	氏 名	内 線 番 号				
	月 日 時 分							
	月 日 時 分							
	月 日 時 分							
	月 日 時 分							
	月 日 時 分							
	月 日 時 分							
	月 日 時 分							

注 1 用務名は、「捜査用務」「交通用務」等と記入すること。

2 電報を発信したときは、備考欄に料金を記入すること。

3 コレクトコールを受信したときは、発信者欄に受信者の所属、氏名及び内線番号を、着信側の電話番号欄に発信者側の電話番号を、備考欄に料金を記入すること。